

行政手続法第36条の3第1項に基づく申出書

令和8年4月14日

厚生労働大臣 殿
東京都知事 殿
新宿区長 殿

【申出人】

団体名称：市民の人権擁護の会日本支部

住所：〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-22-31-711

代表者氏名：米田倫康

住所：

【対象医療機関】

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町一丁目2番3号 レオ新宿608
東京クリニック

【対象者】

東京クリニック開設者及び管理者 伊沢純医師

申出の趣旨

申出人は、行政手続法第36条の3第1項に基づき、後述の理由により、各行政庁に対し、精神科・心療内科・内科を標榜する診療所である東京クリニック（以下、「**対象医療機関**」という）及び、その開設者及び管理者である伊沢純医師（以下、「**対象者**」という）に関し、次のとおり行政処分を求める。

- 1 厚生労働大臣は、医師法第7条第1項に基づき、対象者の医師免許の取り消し処分をすること。
- 2 厚生労働大臣は、その執行にあたり、厚生労働大臣による聴聞あるいは同法同条第4項で定められた都道府県知事による意見の聴取が未実施であった場合でも、行政手続法第13条第2項第1号に基づき、「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」として、ただちに医師法第7条第3項に基づいて速やかに医道審議会に諮ること。
- 3 厚生労働大臣は、医療法第29条の2に基づき、国民の健康を守るため緊急の必要があると認め、新宿区長に対して同法第29条第1項の規定による処分を行うべきことを指示すること。
- 4 新宿区長は、医療法第29条第1項に基づき、対象医療機関の開設者である対象者に同第5号で示された「犯罪又は医事に関する不正の行為」があつたとして、対象者に対象医療機関の閉鎖を命ずること。
- 5 厚生労働大臣、東京都知事、新宿区長は、医療法第74条第1項及び第2項に基づき、相互に綿密な連携を取りながら、同法第24条の2並びに第25条第2項の規定による対象者への命令や対象医療機関への立ち入り検査を実施し、対象医療機関の業務を制限し、その再開を防ぐこと。

申出の理由

1 法令に違反する事実の内容

(1) 対象者は、女性患者に対する名誉棄損と別の女性患者に対する傷害で起訴され、令和5年2月27日に東京地裁によって懲役2年4月の実刑判決が下され、一審で刑が確定した。これは、医師法第4条第3号が示す「罰金以上の刑に処せられた者」及び医療法第29条第5号が示す「開設者又は設置者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき」に該当する。また、それによって対象者及び対象医療機関が医療法第24条の2が示す「法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠く」及び第25条第2項が示す「法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いが

あり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがある」に該当する。

(2) 対象者は、刑期を終えて診療を再開する中、令和7年8月8日に初めて来院した女性を診察室に閉じ込めて性的暴行を加えたとして、不同意性交の疑いで令和8年3月30日に警視庁新宿署に逮捕された。被害者は事件当日に同署に届け出ており、防犯カメラの映像等の捜査を経て逮捕に至ったことが報道されている。また有罪が確定してはいないものの、医師法第4条第4号や医療法第29条第5号が示す「医事に関する不正の行為」に該当する。また、(1)に関して行政処分を控える身であったことも加味すると、医師法第7条第1項が示す「医師としての品位を損するような行為」にも該当する。

2 当該処分がされるべきであると思料する理由

対象者は、これまでも犯罪や医事に関する不正の行為によって刑事罰や行政処分を受けて来た経歴がある（資料1内の添付資料「東京クリニック院長伊沢純医師の問題行動」参照）。令和5年2月27日に言い渡された東京地裁判決が確定し懲役刑を受けたが、その件に関して医師法第7条第1項による医師免許に係る行政処分が未執行のまま、令和7年3月中旬から対象医療機関のホームページを更新するなど、対象者が刑期を終えて医業を再開する徴候が見られた。遅くとも令和7年4月には医業を再開していたことが確認できている。

申立人は、厚生労働省に対して令和5年4月12日付で要望書（資料1）を提出し、「過去に二度医業停止の行政処分を受け、その後も常習的に患者に危害を加えるような精神科医に対し、迅速に医師免許を停止あるいは剥奪でもしない限り、被害を食い止めることは不可能である。」と指摘していた。その後、同年4月28日に Zoom にて同要望書に対する回答の場が設けられた際にも、申立人は担当部署（医政局医事課試験免許室免許登録係）職員にも対象者の行政処分を早期に執行することを直接求めていた。

その後も、申立人は令和6年2月5日付で要望書（資料2）を提出し、同年2月20日に設けられた回答の場でも再度担当部署職員に対象者の行政処分の迅速な執行を求めた。さらには、令和7年3月17日付で要望書（資料

3) を提出した。同年3月24日に回答の場が設けられた際、申立人はその時点で対象医療機関のホームページが更新されていたことを把握し、その中で特定の患者の名誉と信用を傷付ける目的で個人情報晒されていたことを確認していたため、担当部署職員に対してその事実を口頭で伝えた。その上で、また患者に危害を加える事件が繰り返された場合に国の責任になりかねないと懸念している旨を伝え、早急の対応を求めた。令和8年2月12日付の要望書には対象者や対象医療機関について具体的に言及はしなかったものの、同年3月10日に設けられた回答の場では、担当部署職員に対して再度対象者の行政処分を早期に執行するよう強く求めた。

また、対象者は新宿区保健所に対しても令和7年4月15日付で要望書(資料4)を提出し、「これ以上市民の命や健康、尊厳が損なわれないよう」監視の徹底、他行政機関との連携や情報共有、医師免許に関わる行政処分の早期執行を国に要望することを求めていた。

このような申立人の努力にもかかわらず、対象者の診療を止める行政処分が執行されず、その間に対象者が医業を通して前述の事件1-(2)を起こし、懸念していたことが現実となってしまった。対象者が刑事罰確定後、医師免許に係る行政処分執行を待つ間に医業を継続させ、新たな刑事事件を起こすのはこれで2回目になる。今後、対象者が保釈手続きや刑の執行を経て身柄が自由になった場合、ただちに診療を再開する可能性が高く、医師免許の効力停止や対象医療機関の閉鎖命令など強力な行政処分を執行することでしか被害を防ぐことができない。

なお、重い不利益処分には通常聴聞の手続きが必要であるものの、それを理由に執行を遅らせたことで新たな被害を発生させた以上、行政手続法第13条第2項第1号による「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」ときに該当する。従って、対象者が身柄拘束されていることを言い訳に行政処分を遅延させる理由も無い。

対象医療機関は精神科・心療内科を標榜しているため、心身に問題を抱える患者が来院している。脆弱な患者が信頼して訪れるという精神科医師の地位と診療の場を利用し、自身の欲求を満たすために患者の人権と身体を軽ん

じて一方的な性行為に及ぶのは、国民の信頼を裏切る悪質な行為である。同意の有無に関係なく、精神科医師が診察室で患者に性的アプローチをする時点で反倫理的・反治療的行為以外の何者でもない。

精神科を受診する患者は一般的に脆弱性を抱え、対応を誤ると自殺等の命に関わる影響が出るため、医師による患者への加害行為は精神科において致命的である。国及び自治体は自殺対策やメンタルヘルス対策の柱として、早期の精神科受診を推奨している。その一方で、対象医療機関や対象者について十分な対策を取らず、国民に警鐘を鳴らすこともないままでは、国民の命とメンタルヘルスを逆に損ねることになる。

東京都は、令和7年8月27日付で「指定医療機関として著しく不相当」と認められるとして、対象医療機関の指定自立支援医療機関と生活保護法指定医療機関の指定を取り消す一方、令和8年3月19日に開設した妊産婦の診療が可能な精神科医療機関検索サイト「妊産婦こころの医療機関ナビ」において、現在は削除されているものの当初は対象医療機関を掲載していた（資料5）。東京都ですら直接関わる部署ではない限り、特定の医療機関が問題を抱えているかどうか把握できない以上、患者に常習的に危害を加える医療機関が存在することを一般の国民が把握することは極めて困難である。

以上より、対象者は違法性の意識が欠如し、自浄作用なども期待できず、それゆえに国民を保護するためには、監督官庁による早急な処分が不可欠であるとして、本件申し出を行う次第である。

添付資料

- 資料1 厚生労働大臣宛て要望書（令和5年4月12日付）
- 資料2 厚生労働大臣宛て要望書（令和6年2月5日付）
- 資料3 厚生労働大臣宛て要望書（令和7年3月17日付）
- 資料4 新宿区保健所所長宛て要望書（令和7年4月15日付）
- 資料5 東京都「妊産婦こころの医療機関ナビ」スクリーンショット

以上